職場での回覧をお願い致します。

パワハラ防止法の再確認と カスハラ対応策

会社と従業員を守るハラスメント対応基準の考え方

近年、業種・事業者規模に関係なく増加する「カスタマーハラスメント（カスハラ）」は、対応を誤ると従業員のメンタル不調や離職者の増加などを引き起こし、企業・お店の経営を揺るがすことにつながります。カスハラに対しては、会社・お店とそこに働く従業員を守るために、組織的かつ毅然とした対応が必要です。そのためにはカスハラの内容・事例をよく理解し、会社・お店として対応ルールを確立させ、社長をはじめ従業員・パート等にまで広く周知することが望まれます。本セミナーでは、その根拠となる改正労働施策総合推進法【通称：パワハラ防止法】の正しい理解と、トラブルの早期解決や未然防止をはじめ、従業員が働きやすい職場づくり実現に向けた、組織的なカスハラ対策について分かりやすく解説します。

令和9年
1/14(木)
13:30～16:30

主な講座内容

- 改正労働施策総合推進法【通称：パワハラ防止法】とカスハラ
- カスハラとは
- カスハラが企業やお店・従業員等に与える影響と対策の必要性を改めて考える
- カスタマーハラスメント対策の具体的取組み
  - ①基本的枠組み
  - ②従業員への周知・啓発
  - ③相談対応体制の整備
  - ④対応手順の策定
  - ⑤その他予防・解決のために取り組むべきこと

〈講師プロフィール〉



蔵中（くらなか） 一浩（かずひろ） 氏

・横浜リンケージ社労士事務所代表
・特定社会保険労務士

昭和58年東京外語大卒業後、(株)横浜銀行入行。主に融資審査の他、債権管理回収業務に従事し、支店と本部にて数多くの中小企業との相談、折衝に当たる。平成25年独立し横浜市内に社会保険労務士事務所を開設。社労士の枠にとらわれず、30年におよぶ銀行員としての豊富な経験を中小企業経営のために活用すべく現在活動中。セミナーも商工会議所、法人会等で積極的に開催している。またハラスメント防止コンサルタント、年金アドバイザー2級の資格も持つ。

〈主催〉公益社団法人 仙台中法人会

■場 所 東京エレクトロンホール宮城 602 中会議室（仙台市青葉区国分町 3-3-7）
■定 員 60 名
■受 講 料 会員 5,000円／非会員 10,000円 ※無料受講券をご活用ください
■振込口座 七十七銀行 一番町支店 普通口座 0178632 公益社団法人 仙台中法人会
■申込方法 下記申込書に必要事項をご記入いただき、FAX 等でお申し込みください。
■問合わせ （公社）仙台中法人会 TEL:022-263-0152／FAX:022-261-0488

1/14(木)開催 『パワハラ防止法の再確認とカスハラ対応策』 受講申込書

(公社)仙台中法人会 行 ⇒ FAX:022-261-0488

（申込日： 年 月 日）

事業所名		参加者名	
所在地	〒	TEL	
メールアドレス	@	無料受講券 □に✓をご記入ください	□ 使う □ 使わない

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。